

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第三号及び第四号並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(8)までを(4)から(7)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）

別表第一第一号イ中(10)を削り、(11)を(10)とし、(12)から(17)までを(11)から(16)までとし、同号イ(18)中「炭素数が八から十二までのものを含む」を削り、「混合物（」の下に「炭素数が八から十二までのものを含むものに限る。」を加え、同号イ(18)と

し、同号イ(18)の次に次のように加える。

- (19) 海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海

洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）

別表第一第一号イ(20)中「亜鉛塩」を「塩化亜鉛」に改め、同号イ中(40)を削り、(39)を(40)とし、(23)から(38)までを(24)から(39)までとし、同号イ(22)中「沸点」を「、沸点」に改め、同号イ(22)を同号イ(23)とし、同号イ(21)の次に次のように加える。

- (22) クロトンアルデヒド

別表第一第一号イ中(41)を削り、(42)を(41)とし、(41)の次に次のように加える。

- (42) 炭化水素ワックス

別表第一第一号イ(55)中「ドデセン」の下に「（一）ドデセンを除く。」を加え、同号イ(81)中「環境大臣」を「、環境大臣」に改め、同号イ(81)を同号イ(86)とし、同号イ中(80)を(85)とし、(70)から(79)までを(75)から(84)までとし、(69)を(73)とし、(73)の次に次のように加える。

- (74) ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混

合物に限る。)

別表第一第一号イ中(68)を(72)とし、(65)から(67)までを(69)から(71)までとし、同号イ(64)中「フタル酸ジイソオクチル」を「フタル酸ジオクチル」に改め、同号イ(64)を同号イ(68)とし、同号イ中(63)を(67)とし、(60)から(62)までを(64)から(66)までとし、(59)を(62)とし、(62)の次に次のように加える。

(63) パラフィンワックス(精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第一号イ中(58)を(61)とし、(57)の次に次のように加える。

(58) ノルマルオクタンメルカプタン

(59) ノルマルドデカンメルカプタン

(60) 廃食用油(トリグリセリド(飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のもの)の混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。)を除く。)

別表第一第一号ニ中「(81)を」を「(86)を」に、「第十六号」を「第二十三号」に、「イ(81)」を「イ(86)」に改める。

別表第一第二号イ(10)中「共重合物」を「共重合体」に改める。

別表第一第二号イ中(464)を削り、(463)を(494)とし、(416)から(462)までを(447)から(493)までとし、(415)を(445)とし、(445)の次に次のように加える。

(446) メタクリル酸ドデシル

別表第一第二号イ中(414)を(444)とし、(385)から(413)までを(415)から(443)までとし、同号イ(384)中「及びその混合物に限る」を「であつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く」に改め、同号イ(384)を同号イ(413)とし

、同号イ(413)の次に次のように加える。

(414) ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液

別表第一第二号イ(383)中「、重合度」を「重合度」に改め、同号イ(383)を同号イ(412)とし、同号イ中(382)を(411)とし、(373)から(381)までを(402)から(410)までとし、(372)を削り、(371)を(401)とし、(351)から(370)までを(381)から(400)までとし、(350)を(379)とし、(379)の次に次のように加える。

(380) ぶどう油

別表第一第二号イ中(349)を(378)とし、(337)から(348)までを(366)から(377)までとし、(336)を(364)とし、(364)の次に次のように加

える。

(365) フタル酸ジオクチル

別表第一第二号イ中(335)を(363)とし、(334)を削り、(333)を(362)とし、(330)から(332)までを(359)から(361)までとし、(329)を(357)とし、(357)の次に次のように加える。

(358) ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）

別表第一第二号イ中(328)を(356)とし、(323)から(327)までを(351)から(355)までとし、同号イ(322)中「パラフィンワックス」の下に「（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）」を加え、同号イ(322)を同号イ(350)とし、同号イ中(321)を(349)とし、(308)から(320)までを(336)から(348)までとし、(307)を(334)とし、(334)の次に次のように加える。

(335) 廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の

炭素数が十八のものとの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）に限る。）

別表第一第二号イ中(306)を(333)とし、(305)を(332)とし、(304)を(331)とし、同号イ(303)中「十以上」を「十から二十まで」に改め、同号イ(303)を同号イ(330)とし、同号イ中(302)を(328)とし、(328)の次に次のように加える。

(329) ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が九のものを含むものに限る。）に限る。）

別表第一第二号イ中 (301) を (327) とし、(285) から (300) までを (311) から (326) までとし、(284) を (309) とし、(309) の次に次のように加える。

(310) ナフタレン（粗製のものに限る。）

別表第一第二号イ中 (283) を (308) とし、(282) を (307) とし、(281) を (304) とし、(304) の次に次のように加える。

(305) ドデシルベンゼン

(306) 一ドデセン

別表第一第二号イ中 (280) を (303) とし、(265) から (279) までを (288) から (302) までとし、同号イ (264) 中「トリアルキル」が十のものに限る。）酢酸グリシジルを「トリアルキル酢酸グリシジル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。）」に改め、同号イ (264) を同号イ (287) とし、同号イ中 (263) を (286) とし、(262) を (284) とし、(284) の次に次のように加える。

(285) トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）

別表第一第二号イ中(261)を(283)とし、(256)から(260)までを(278)から(282)までとし、(255)を(276)とし、(276)の次に次のように加える。

(277) テレフタル酸ジ―二―エチルヘキシル

別表第一第二号イ中(254)を(275)とし、(248)から(253)までを(269)から(274)までとし、(247)を(267)とし、(267)の次に次のように加える。

(268) 大豆油脂脂肪酸メチルエステル

別表第一第二号イ中(246)を(266)とし、(245)を(265)とし、(244)を(263)とし、(263)の次に次のように加える。

(264) ターシヤリドデカンチオール

別表第一第二号イ中(243)を(262)とし、(239)から(242)までを(258)から(261)までとし、(238)を(256)とし、(256)の次に次のように加える。

(257) 水酸化カルシウム

別表第一第二号イ中(237)を(254)とし、(254)の次に次のように加える。

(255) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント）

ント以下のものに限る。)

別表第一第二号イ中(236)を(253)とし、(235)を(252)とし、(234)を(251)とし、(233)を(249)とし、(249)の次に次のように加える。

(250) N・N―ジメチルドデシルアミン

別表第一第二号イ中(232)を(248)とし、(195)から(231)までを(211)から(247)までとし、(194)を(208)とし、(208)の次に次のように加える。

(209) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液

(210) 植物油の混合物(遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。)

別表第一第二号イ中(193)を(207)とし、(190)から(192)までを(204)から(206)までとし、同号イ(189)中「重合度」を「重合度」に改め、同号イ(189)を同号イ(203)とし、同号イ(188)中「重合度」を「重合度」に改め、同号イ(188)を同号イ(202)とし、同号イ(187)中「重合度」を「重合度」に改め、同号イ(187)を同号イ(200)とし、同号イ(200)の次に次のように加える。

(201) 脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合

度が七のもの(セコンダリアルアルコールでその炭素数が十七のものを除く。))及びその混合物に限る

。

別表第一第二号イ(186)中「重合度」を「重合度」に改め、同号イ(186)を同号イ(199)とし、同号イ(185)中「重合

度」を「重合度」に改め、同号イ(185)を同号イ(198)とし、同号イ(184)中「重合度」を「重合度」に改め、同号イ

(184)を同号イ(197)とし、同号イ中(183)を(196)とし、(179)から(182)までを(192)から(195)までとし、同号イ(178)中「又は十二以上」

を削り、同号イ(178)を同号イ(190)とし、同号イ(190)の次に次のように加える。

(191) 脂肪酸(炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(177)を(189)とし、(173)から(176)までを(185)から(188)までとし、(172)を(183)とし、(183)の次に次のように加

える。

(184) 一・二―シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル

別表第一第二号イ中(171)を(182)とし、(150)から(170)までを(161)から(181)までとし、(149)を(159)とし、(159)の次に次のように加

える。

(160) 魚サイレージ(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第二号イ中(148)を(158)とし、(141)から(147)までを(151)から(157)までとし、(140)を(149)とし、(149)の次に次のように加

える。

(150) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十

重量パーセント以上のものに限る。）

別表第一第二号イ中 (139) を (148) とし、 (130) から (138) までを (139) から (147) までとし、 (129) を削り、 (128) を (138) とし、 (120) から (127) までを (130) から (137) までとし、 (119) を (128) とし、 (128) の次に次のように加える。

(129) キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物

別表第一第二号イ中 (118) を (127) とし、 (107) から (117) までを (116) から (126) までとし、 (106) を (114) とし、 (114) の次に次のように加える。

(115) 塩化ベンゼンスルホニル

別表第一第二号イ中 (105) を (113) とし、 (93) から (104) までを (101) から (112) までとし、 (92) を (99) とし、 (99) の次に次のように加える。

(100) エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物（エチレングリ

コールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。）

別表第一第二号イ中(91)を(98)とし、(90)を(97)とし、(89)を削り、(88)を(96)とし、(72)から(87)までを(80)から(95)までとし、(71)を(77)とし、(77)の次に次のように加える。

(78) イソホロンジイソシアナート

(79) イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―イソブトキシペンチル

別表第一第二号イ中(70)を(76)とし、(53)から(69)までを(59)から(75)までとし、同号イ(52)中「重合度」を「重合度」に改め、同号イ(52)を同号イ(57)とし、同号イ(57)の次に次のように加える。

(58) アルキルフエノールポリエトキシラート(アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて

重合度が四から十二までのものの混合物(アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。)
に限る。)

別表第一第二号イ中(51)を(56)とし、(50)を(55)とし、(49)を(53)とし、(53)の次に次のように加える。

(54) 長鎖アルキルフエノール(アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る

。)

別表第一第二号イ中(48)を(52)とし、(38)から(47)までを(42)から(51)までとし、(37)を(40)とし、(40)の次に次のように加

える。

- (41) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレングリコール

の濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）

別表第一第二号イ中(36)を(39)とし、(28)から(35)までを(31)から(38)までとし、(27)を(29)とし、(29)の次に次のように加える。

- (30) アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭

素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物

別表第一第二号イ中(26)を(28)とし、(22)から(25)までを(24)から(27)までとし、(21)を(22)とし、(22)の次に次のように加える。

- (23) アマナズナ種子油

別表第一第二号イ中(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。

- (18) アジピン酸ジメチル

別表第一第二号ニ中「(81)を」を「(86)を」に、「第十六号」を「第二十三号」に、「前号イ(81)」を「前号イ

(86)「に改める。

別表第一第三号イ中(106)を削り、(105)を(106)とし、(94)から(104)までを(95)から(105)までとし、(93)を削り、(92)を(94)とし、(91)を(93)とし、(90)を(92)とし、(89)を削り、(88)を(91)とし、(76)から(87)までを(79)から(90)までとし、(75)を削り、(74)を(78)とし、(64)から(73)までを(68)から(77)までとし、(63)を(66)とし、(66)の次に次のように加える。

(67) 二・六―ジアミノヘキサン酸リン酸塩溶液

別表第一第三号イ中(62)を(65)とし、(61)を削り、(60)を(64)とし、(59)を(63)とし、(58)を(61)とし、(61)の次に次のように加える。

(62) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液

別表第一第三号イ中(57)を(60)とし、(49)から(56)までを(52)から(59)までとし、(48)を(50)とし、(50)の次に次のように加える。

(51) 魚たんぱく質濃縮物(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第三号イ中(47)を(49)とし、(40)から(46)までを(42)から(48)までとし、同号イ(39)中「塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まない」を「臭化カルシウムを含む」に改め、同号イ(39)

を同号イ(41)とし、同号イ中(38)を(40)とし、(30)から(37)までを(32)から(39)までとし、(29)を削り、(28)を(31)とし、(22)から(27)までを(25)から(30)までとし、(21)を(23)とし、(23)の次に次のように加える。

(24) エチレングリコール

別表第一第三号イ中(20)を(21)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) エチルターシヤリペンチルエーテル

別表第一第三号イ中(19)を削り、(18)を(20)とし、(14)から(17)までを(16)から(19)までとし、(13)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が

八十五重量パーセントを超えるものに限る。）

別表第一第三号イ中(12)を(13)とし、(1)から(11)までを(2)から(12)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1) アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液

別表第一第三号イ(118)中「重合度」を「重合度」に改める。

別表第一第三号イ中(130)を削り、(129)を(130)とし、(128)の次に次のように加える。

(129)

無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液

別表第一第三号ニ中「(81)を」を「(86)を」に、「第一号イ(81)」を「第一号イ(86)」に改める。

別表第一の二中第二十一号を第二十三号とし、第十五号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 プロピレングリコール

別表第一の二中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 トリエチレングリコール

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国際海事機関における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質としてアルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）等を加える等の必要があるからである。